

## ⑨独立当事者参加の可否～最判平6.9.27【百選105】

- 1 Zが、Yに対し、売買契約に基づく本件土地の所有権移転登記手続等を求める本訴を提起したところ、Wが、Yに対し本件土地につき所有権移転請求権保全の仮登記に基づく本登記手続を、Zに対しその本登記手続の承諾をそれぞれ求めて、参加の申出をした。これは認められるか。
- 2 同条の参加の制度は、同一の権利関係について、Z、Y及びWの三者が互いに相争う紛争を一の訴訟手続によって、一挙に矛盾なく解決しようとする訴訟形態であって、一の判決により訴訟の目的となった権利関係を全員につき合一に確定することを目的とするものであるところ……、Wの本件参加の申出は、……所有権の所在の確定を求める申立てを含むものではないので、Z、Y及びWの間において右各所有権の帰属が一の判決によって合一に確定されることではなく、また、他に合一に確定されるべき権利関係が訴訟の目的とはなっていない。
- 3 したがって、本件における参加は認められない。

### 【本判決のポイント】

- ・47条のうち、とくに、不動産の二重譲渡事例における権利主張参加の可否が問題となる。権利主張参加の一般的な要件をおさえておくのは当然の前提として、判例と異なる立論をする場合の着目点としては、以下のものが挙げられる。
  - (1) 本判決の事案の場合、参加人は仮登記を経ているから、最終的には本登記を得ることができるが、本件のように、仮登記のない通常の二重譲渡の事案では、先に請求認容判決によって登記がなされてしまうと、自分の側の利益が失われるから、互いに牽制し合う必要がある。
  - (2) 本判決は、参加人の参加の申出の内容として、所有権の所在の確定を求める申立てを含むものではないことを理由に、合一確定の必要がないとしている。これに対し、本件 参加人の～という請求は、まさに所有権の所在の確定を求める申立てと考えられるため、合一確定の必要が認められる。